

# 津市景観法に基づく公共事業等に係る通知取扱要綱

平成25年7月1日訓第43号

改正 平成26年6月30日訓第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の機関又は地方公共団体が津市景観計画の区域内において実施する公共事業又は公共施設の整備（以下「公共事業等」という。）について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第5項後段に基づく通知等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「景観配慮」とは、地域の景観特性に配慮した良好な景観の保全、整備又は創出に資する工法の採用又は施設の整備等をいう。

2 この要綱において「対象事業」とは、国の機関又は地方公共団体が実施する公共事業等のうち、法第16条第5項後段の規定により市長への通知が必要なものをいう。

(行為の通知)

第3条 国の機関又は地方公共団体は、対象事業を実施しようとするときは、景観配慮について検討の上、あらかじめ、津市景観規則（平成25年津市規則第24号。以下「規則」という。）第10条に規定する景観計画区域内における行為の通知書に必要な図書を添付し、市長に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした者は、対象事業の位置、区域、規模、施工方法その他の計画を変更しようとするときは、景観計画区域内における行為の変更通知書（第1号様式）に必要な図書を添付し、市長に通知するものとする。

(審査結果の通知)

第4条 市長は、前条の規定による通知があった場合において、法第16条第6項の規定に基づく協議が必要であると認めるときは、当該国の機関又は地方公共団体に対し協議を求めるものとし、その旨を審査結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。協議が必要でないと認める場合も同様とする。

(景観配慮についての措置の協議)

第5条 前条の規定により協議を求められた者は、景観配慮について市長と協議するものとする。

2 前項の規定により協議をした国の機関又は地方公共団体は、協議に基づき講ずる措置等について、協議事項措置報告書（第3号様式）により、市長に報告するものとする。

（通知を要しない行為）

第6条 規則第8条第2項第1号に規定する市長が別に定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業を実施するに当たって必要な行為
- (2) 三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第2条第2項に規定する対象事業を実施するに当たって必要な行為
- (3) 三重県環境調整システム推進要綱（平成10年4月1日施行）第2条第3号に規定する対象事業を実施するに当たって必要な行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別の法律、条例その他の規程に基づく評価等により、景観計画の景観形成基準に適合する景観配慮が図られると認められる行為
- (5) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (6) 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）であって、行為に伴い生ずる法面の面積（擁壁部分を含む水平投影面積）の合計が3,000平方メートル以下の行為（行為に伴い生ずる擁壁又は法面が高さ5メートルを超え、かつ、長さ10メートルを超えるものを除く。）

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓は、平成25年7月1日から施行する。

2 この訓の施行の日から津市景観条例（平成25年津市条例第10号）第4条の規定により定める景観計画の効力が生じる日の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「津市景観計画」とあるのは「津市景観条例附則第3項の規定により本市の景観計画とみなされる三重県景観づくり条例（平成19年三重県条例第66号）に基づく景観計画」とする。

附 則

この訓は、平成26年7月1日から施行する。